

犬および猫の譲渡ボランティア募集中！

譲渡ボランティアとは？

高松市保健所で保護された犬や猫を、新たな飼い主（終生飼養者）に譲り渡す活動を、営利を目的としない活動として行ったださる個人または団体の方の事です。

ボランティアになっていただける方は、次の要件を満たす方です。

【譲渡ボランティアの要件】

- 高松市内に代表または連絡窓口となる方の住居または事務所があること。
- 代表または連絡窓口となる方は、保健所長が開催する講習（譲渡前講習）を受講していること。
- 動物の飼養に関し、飼養場所およびその周囲の環境に制限がなく、ご近所から動物の飼養が原因で苦情等が出ていないこと。
- 高松市および香川県が行う動物の愛護および管理に関する施策に協力する意思のあること。
- 譲渡ボランティアの遵守事項（別紙）を守れること。

譲渡ボランティアの登録方法

ボランティアになろうとする方は、高松市保健所生活衛生課に、次の書類をご提出ください。

- ① 譲渡ボランティア登録申請書
- ② 譲渡マニュアル（→マニュアルの記載内容は別紙）



※ 登録申請方法等については、

高松市ホームページ（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）にも掲載しています。

※ 香川県でも、譲渡ボランティアを募集しています。香川県に登録した譲渡ボランティアの方も、高松市の譲渡ボランティアとして活動することができます。

（香川県の問い合わせ先：香川県健康福祉部生活衛生課 087-832-3179）

なお、ご同意いただけた譲渡ボランティアの方については、名称や連絡先、譲渡動物の情報を本市のホームページ上に公開し、ボランティアの方と協力しながら新たな飼い主探しを行っていく予定です。





《お問い合わせ先》

高松市保健所生活衛生課

〒760-0074 高松市桜町一丁目10-27

電話：087-839-2865

Eメール：seikatsueisei@city.takamatsu.lg.jp

 譲渡ボランティアの遵守事項 

【動物の飼養管理】

- 譲渡動物に関係する法令等を遵守し、譲渡動物の健康および安全を保持し、人への危害防止に努め、新たな飼い主に譲り渡すときまで責任を持って飼養管理すること。
- 多頭飼養等苦情の原因となるような事態を生じさせないこと。
- 飼養施設等の能力を考慮した頭数を定め、これを超えないように管理すること。

【新たな飼い主への譲渡し】

- 譲渡しに当たっては、新たな飼い主に譲渡動物の性質や健康状態を伝えること。

【記録】



- 譲渡動物に関する情報、新たな飼い主に関する情報等を記録し、管理すること。

【マニュアルの作成】

- 次に掲げる事項に関する譲渡マニュアルを作成すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養に関する苦情が発生した場合の対処方法に関すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養、健康管理、逸走防止対策等に関すること。
 - ・ 犬については、狂犬病予防法に規定する犬の登録および狂犬病予防注射に関すること。
 - ・ 譲渡動物の飼養が困難になった場合の対処方法に関すること。
 - ・ 新たな飼い主の資格（※）に適合していることの確認方法に関すること
 - ・ 保健所長が開催する講習会と同等の講習の実施に関すること。
 - ・ そのほか、譲渡動物の譲渡しに必要な事項

【その他】

- 譲渡ボランティアの活動をする上で知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- 市が行う譲渡事業に関し、誤解を招いたり、支障を来す行為は行わないこと。
- 譲渡動物を新たな飼い主に譲り渡したときは、速やかに報告書を保健所長に提出すること。

 ※譲渡ボランティアから譲渡される新たな飼い主の方の資格 

- ・ 動物の譲渡の申込者は、成人であること。
- ・ 動物の飼養に関し、住宅およびその周囲の環境に制限がないこと。
- ・ 動物を飼養することについて、家族の全員が同意していること。
- ・ 家族の中に動物の世話のできる者がいること。
- ・ えさ代、病気の予防・治療費などの費用がかかることを承知していること。
- ・ 不妊去勢手術、またはこれに代わる確実な繁殖制限措置を行えること。
- ・ 譲渡された動物を終生愛情をもって適正に飼い続けることができること。
- ・ 保健所長が開催する講習または当該講習と同等であると保健所長が認めた講習を受講していること。

